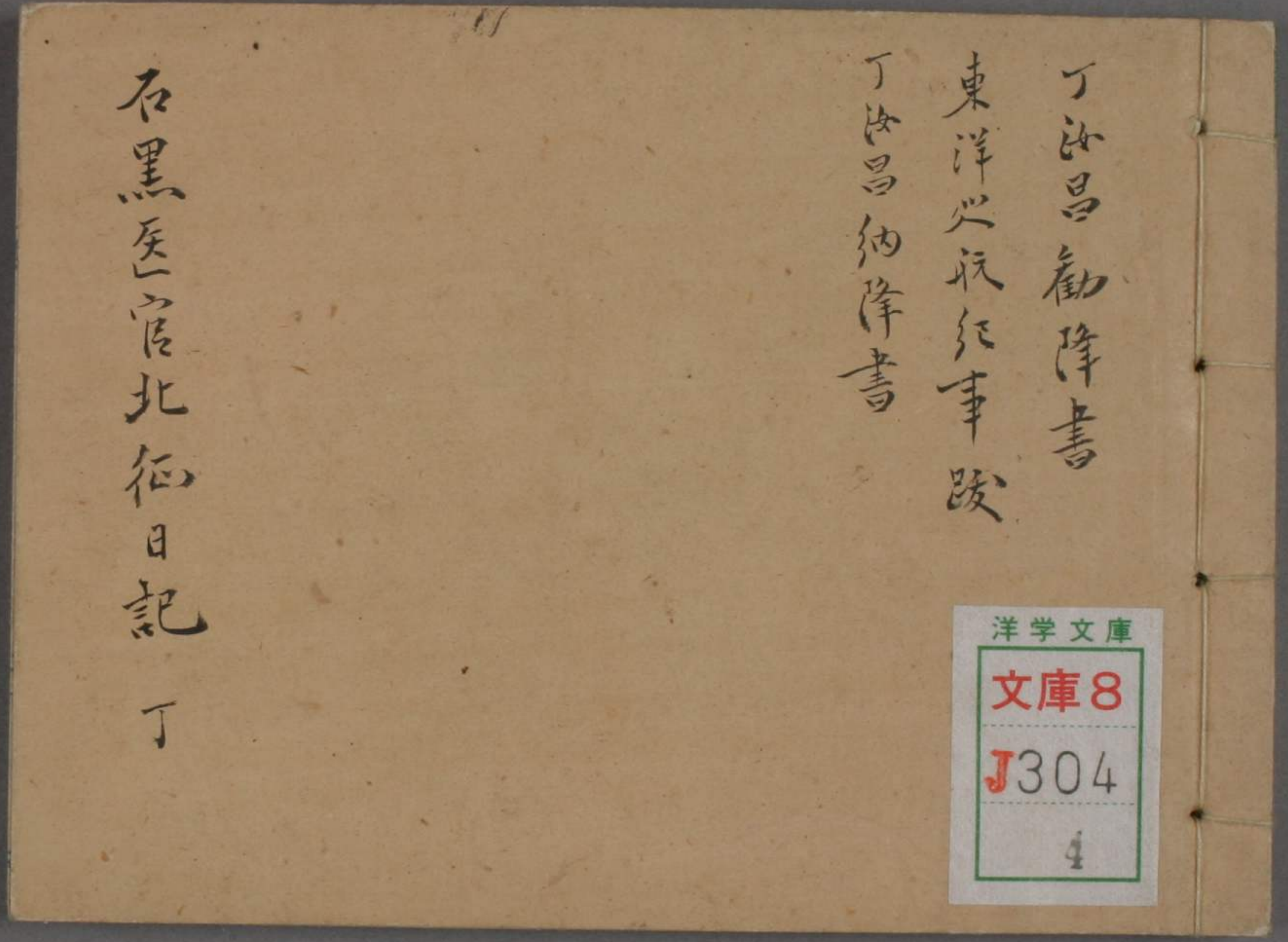




KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000

Kodak LICENSED PRODUCT

res 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
M B



石黒辰官北征日記
丁

丁汝昌勸降書
東洋心玩紀事跋
丁汝昌納降書

洋学文庫
文庫8
J304
4



石黒医官日記



二十日晴朝五十七度昨夜司令官より教あり今
朝六時發私より故に本日仁川の市街より又萬志者
護婦人及有志家一此地混成旅團出兵の時初
より我兵殊に我兵並病役の爲より尽力せし有志家
及び此病役人少き時以降有志の婦人起り病兵の
看護に從事し其萬志家数名ありしを集めて
一應の謝辞を述べんと欲せし最早其母刻々
を以て名刺を條原三等軍医に托して之を分

配せし早し装束を東根病院を祭る途津生
材料倉庫を檢し小汽船にて本船に歸る忽ち
一小船の追ひ来る者あり伊藤中佐の送り來りし
語より暫く別れて陸に歸る本船に檢し駛る
りと十五哩右舷に信濃川凡の他船に牽入り將に
洲を離れんとするに尺の柳開戦以來其兵數
共軍需品の多きを以て算其の實に中邦海軍の
力に比して過大に謂ふべし故に一小汽船を離れし
を得し別れしを失へば則ち直愛するに誠也
軍人特に大本營に在る者の最も切なる事

開戦以來運送船を損するもの頗る少く其の
全損するもの亦少くハ才二正義丸及最上川丸の
二船にすぎず今此信濃川凡の言難し浮べんと
するを以て飲兵衛に堪へし甲板上手を拍りしを
祝し仁川を距るに凡二十五哩汽船二艘の來り
に逢ふ頃つきん丸ハ一を愛國丸にして他其名を
詳しせず共御用船の徽章を掲ぐハ貨物
を搭載し一人丈を搭載し互に礼を禮して
別る
本日仁川後関を過るの時程の法令を掲

示さるる尺寸皆光緒何年何月日と書せり其
開國五百三年何月日と書さるる一紙而已
光緒の年号を察しよハ何月何日ありやを
諦視さるる暇ありや今夕之を思て遺憾も
終日波平なりて船亦静之十時寝入り
二十一日晴本日海面波荒く船病して終日静臥
食卓に就くも茶とパンを取らぬのみ

二十三日晴朝波荒平ふらき僅に茶一椀喫
して食代を正し頃午船轉舵を多し甚し船
房内の器物輾轉房外に並ぶ四時出く平に

甲板より四時五分船出く馬関に近づき
岸山に榎葉を眺み其紅錦の如く船漸く
進み湾中に入り門司に投錨も忽ち汽船
来り一下士船上より船長に向て余の立寄を
問ふ余之を面し東京及廣鳴へ發電を托し
下士汽船を乗て去り暫し馬関兵站
司令官陸軍歩兵大佐杉山直矢三等軍医
荒木鹿太の二氏船に来訪も茶を喫談話
数刻して去り將に寝入り之も又船より
来り者あり其刺を八八即ち一等軍医

立山頼景三等軍匠富永勇同吉田初
次郎諸氏之立山氏之別後十年は邂逅
一舊話頗る多く夜半私を歸り去る
二十四日晴今度一時石炭を搭載終り二時
馬関を祭海上波平なり船舊路を辿り
岸山嶋嶼皆恰も舊知相迎るの思あり
午後五時宇品港に到り端舟を繋ぎ上陸
刺々司令部に留まり宇品を祭り驛して
廣嶋に歸る

附言

旅の日記一卷余が才一軍而五の各地を廻り
官務日誌の他に其間を録するもの所謂
豹一斑而已然れども全舟時事新報に掲げ
其尾に一言せざるを得ず抑我對韓策を
固り政事家の負ふべき我曹軍人の
談へき処にあらざれば特々時事新報記
者に向て不見を陳せんともあらず即ち
我邦と朝鮮との間に於ける貿易事業は
之蓋し京城より釜山に至る我々連なる者
京城より義州に至る彼の滿清に連なるもの

道よりして甚き徑度あり京城より平壤平
壤より義州より道途を坦々ゆるゆる今や
亂後住民より宿舎を苦むる日記中既に
述へりやうと云ふ其遺蹟現存する建築
物よりして八州廳あり府廳あり縣廳あり各
廳相隔つる所六不謂館一諸事館等の如し
ありまありして親近なる館館を設け以て之を
息をへく以て之を宿せし其相距遠きも五里
をぬてさるる蓋清國より來りし使節巡吏ハ
此館館に於て回郷會を言け容易に往來す

之を得官吏を督民人より親み隨て通商
貿易行高零賣有無を定て定て其
高權より狡猾ある清人の掌中より歸せんと
歴々として分明之而して今や此戦乱に遭ふ
朝鮮域内より清兵跡を絶ちしと共工清高
權を抑ちしと云ふも苟も我邦人より
貿易事業を隆盛すし有無を助け以て韓
人より満足すし其高權を掌握する非ハ
知らず識らず韓清兩國互に其款を韓人の
彼の狡猾ある清國を以て無上頼るべきの最

惠國とふを以て終に昔日の如きと爲す州より府に
及ぼし府より知事及び知事知事及ぼして我成兵
ハ空しく過境を守りて韓清兩國国民の歡情と
其高權とふるしてハ依然舊習の復たると恐く
ハ之を嘗て指す如く夫ハ經國済民の事
業豈偏に武力兵威とふは是依りて去る之哉
或は以て之を創始し文飾以て之を經理し以て
初めて其極處に達するべき之余平安道に於て
其安境を熟視し大に感ずる所也之所謂亡自
人評象の設る可れとも一言以て時事新報記

者に敬告す若し取らざる可きあらば幸に世に之を

鳴らんとすを希ふ 畢

降参勸告書

(秋野合船隊司令長官伊東祐亨より英
国東洋艦隊セバルン子丁江昌へ送る文)

謹て一書を丁提督閣下へ呈す
事向の變乃ち僕と閣下をして互に
相敵しし抑何の不幸をなせし
今日の戦ハ國を戦ふ一人の事
仇讎を結ぶ非ざるに僕と閣下
と友誼の温今我昨の如く僕が此書を

皇後、清國の提督に對して、淨淨
を促す事あり、八十九番向者、其の
傍觀者、其の喜ぶ人あり、其進歩、
し國の爲に諒り、其の爲に計りて、
長策とあり、其の拘り、其の
事情に蔽れて、或は之を、
ありとせ人乎、其友人、其の
忠言して、以て其志を、
僕の國に、其の唯一、
友誼の、其の、
之を諒せらるゝと云

清國の陸海軍、連戦連敗、
何れ中、其の真正の源、
心平氣を以て、
難とせ、其の、
を知らん
蓋、清國をして、今日、
其の其君、一人、
其爲、
致せ、其人を取、
其爲、
致せ、其人を取、

試必文藝を問ふ是は於て乎政權を
握らば必文藝の士をして文藝の
榮に到る唯一の門戸と爲す今日於て
其の爲すは必しも善善なるものと
せらるりて且佳國果して宇内を孤
立独往するを得ん乎亦永く善
善の治道なるを失はざるべし爲す
一國の孤立独往ハ事實に於ては
今日行はざるべし

三十年前日本帝國の如き乎乎酸力

曹禺を授けりやうと危く呂度の厄難
を避れ得る乎人の閣下の熟知せしむ
る如きや帝國の實に舊治道を去
て其新なるもの如くを以て其存立
を定むるもの時一要件として而して
今日ハ貴國亦之を以て要件として
せらるるは苟も之を以て可く若夫ハ
之を逆行せん乎敗亡ハ蓋免らざる
ざるの數に則ち其日本と孰ら乎
於て必するの結果のみを其窮極

の運定る天子久しく謂へり

既^に此^の窮極^の運^に際^し除^き臣^子の苦^も
邦^家の爲^に誅^を以^て去^へとも^も豈^に
徒^に溜^るる^る顔^波子^復公^其一^身を
委^て而^{して}止^むへ^んや^上下^幾子^年
縦^横幾^萬里^柄參^る歴^史に^凡
無^き彊^域を^有き^る世界^の最^尊帝^を
た^りて^其基^礎を^永遠^に牢^固と^しめ^り
ん^とも^其中^興の^業談^何を^容易^とあ^ん
大^厦の^傾く^一木^の支^らず^不非^を苟^も

勢^の不^可あ^らず^時の^不利^{ある}を^見ん^子

一^艦隊^を敵^に獲^りて^全軍^を以^て解^す

降^らず^や邦^家身^原の大^端と^して^之を

視^る神^とせ^らる^る小^節亦^拘ら^ず且^ち

さ^らの^も僕^とし^て於^て乎^宇内^に車^轉鳴^す

き^る日^本武^士の^名譽^心に^折る^る閣^下

子^向て^誓へ^り日^本に^遊ぶ^以て^他日^貴國

中^興の^運真^に閣^下の^勤勞^を要^する

の時^節到^来を^期を^跋れ^んと^も願^ふ

功^之閣^下史^友人^評定^の一^言を^聽

納せられよ

貴國往昔の歴史に於て、會稽の耻を
雪ぎ、以て大志を成し、る例極つて多
き。固より言ふ、茲に佛の總統マクマ
オンハ一旦降く、敵國より時機を待
て帰る。本日政府の改革を、助ケ而して
佛國曾て之に醜辱を加へざるの事あり
し。從て之を大統領に推擢し、ら乃此の
オスマンハヒヤチニ至てハブレウナの一敗地陥
身因ハキモ一朝國に帰るや亦陸軍

大臣の要地より、軍制改革の偉勲を
成就せしむ。好しき事あり、あらきや閣下よ
して苟も日本よ來り閣下の思ふに僕
断つて我々天皇陛下の大度を確認
すべし。陛下ハ其臣民の叛旗を翫り
しるまを赦免し、之のみならず、復本
海軍中將の如き大島根密、顧問官の
如き各其特能に應じ奉り、顯要の地よ
陞する類例甚多し。其臣民に非ざるに
而も大名赫々たる人を待たせしめて

實弘の運必使十数倍を加へらるべきこと
要するは今日閣下の決せらるべき最
大条件ハ貴國の依然として執意さ
る舊治道の結果を文者より
大厄運に陥るに任せ之と運命を
共するべき、即特、餘力を盡して
他日の計を為さば、即ち一點に
存るは是れ貴國成人の敵軍の
書牘に接する多し、其豪言壯語
を以て之を酬ふ、漫す其強を衝く

若くは其弱を、敵の心をもつて
能事とも僕の此書を致し、詢は
友誼の至誠を度し、決して咄め
せず、閣下清ら之を察せ、閣下
にて幸よ此書に具陳するの鄙
衷を容れ、凡そ手之を實行
する方法に於てハ閣下の許容を
得て更し言陳するありんことを

祐亨 頓首

丁提督閣下

北洋艦隊東遊日記

謹て申すに今日午本最雨、二十圍あり
明治の初年より諸侯の制度為政
十掎倣し海軍を立事、軍機を始し又其
港場等を定まり、爾來二十餘年を
経て、今又改軍港三個を建設し一
を横濱如之、只二を吳港と只三を佐
世保と曰之而して工廠、水渠等最完全
にして工作頻繁なるは定し横濱如之を以

て第一と為す、港口廣大にして海深く且廣く
局面宏大なるは則ち是と他世保と俱し横濱
如之と云り諸建築等亦未だ完備せず
もと且も力を極めて經營せしむ其竣功の
期亦尚早し速きと云ふこと一計なり現在横
濱賀不属船六艘、鐵甲船一艘、鐵甲船
一艘、鐵骨木皮船二艘、木質船五艘、帆
船三艘、是鎮守府不属の多、鐵甲船
一艘、鐵骨船二艘、鐵骨木皮船一艘、木質船
一艘、帆船一艘と云り而して海軍一人八万

一千四百人にして陸軍人の凡二十人萬一
千二十人とも又海軍の豫定額ハ毎年
六百五萬三四千圓陸軍ハ毎年千百
八十三萬三千二百圓之とも加之尚敢て経
費を惜まざる精々精々求む目下佛國
注文の軍艦二艘あり又本國造船所にて
製造中の者尚三艘あり皆年内或は
明年とて竣功するべし又此六艘
外更に大艦を購ひんとも其意蓋
年々軍艦を増置し以て漸次海軍を

擴張せんと欲するはあり此を申すを觀
此ハ其海軍の勃興する實に際限あり
不可しき其各軍製造所十五ヶ所東京
十八則火藥製造所煉鐵所兵器
製造所砲工兵廠あり横濱賀茂ハ
則造船所あり神戸大則水雷艇
製造所あり長崎大則高射砲渠あり
此外各機械所砲渠學校等の設け
甚多し且備あり而して其事責任
甚多し皆能く奮勉職務に從事

其人を用ふや各其學の處に熟考料を命
し登用し其官制の専ら英國の法度
倣ひ海軍省を以て海軍一收を司長せ
しむ而して海軍大臣武官あり文官六
才識尤も超る者海外を歴遊し各國の
事情を精通する者をも以て之を任す武官
大禄重く功多き將官中より任用せしむ
馭駕能く熟し氣孤相馬し事務能く
緒を執り而して諸武官の互に職三年毎
に皆休暇を以て陸上勤務を叙せしむ故に

休戚相関し同心一志復他念あるを以て
又勤務ふき者大俸給半額を以て
其身家を養はしむる事あらば直ちに
原官を復し軍務を叙し以て接濟を
為さしむ凡日本人の最も力を擧げし
用ひ規則等の完全あるものハ時に
変更して整頓せしむる期に文代思給
及豫備等の法を設るを以て人亦自ら
之に力をもて而して皆能く報國の誠を存し
以て軍威を張る其能く此に在る所以を

叩け八皆是各國務大臣外國を歴遊して其
事情を熟達し彼を知り己を知其善ふ
る者を擇んで之を行ふ而て其君主亦
遍く國中を巡視し山川風土人情を察
し或ハ海陸諸軍を臨み親しく將士
の辛苦を知る事者責任の重きを知ら
り之を慰勞し又之を調濟し賞罰を
明けて人心愈奮ふに因之を以て
然り而て我中國ハ則ち石臼を事多く
隔闕し官必久任を任を受ふ愈を以て

責を塞ぐ愈難く勤惰共人の之を
知らぬ誠偽も亦之を辨せしむ若し老
朽事な場を退官を願ふ者あるに列
侯自ら用ふて曰されハ則ち厚恩を事員
もく曰ハ外經綽の優を以て其実ハ
則ち鼓舞の善を以て之を加え後東
俊傑の士を以て進むに路を以て
深うされハ轉情おし是らも其弊害
實に勝る言ふべし者あり辟言ハ各
省の事製造所のみも始ハ刻苦勵精を

子も其久く論らざらんを求む故に日
新に自ら異る者も到底外國に及ぶ能
はも元來中國の幅員及人數の上より云ハ
實に地球に冠絶き故に人才多しきも
非き財源も亦廣からざる非き而して
勤も亦一人の財源共其窮して到底外
國の一人を任用せられ一人の力を得一
支る費消されハ又一支の益を收むる如く
ありを得る今我軍艦の就て之を論じ
水ハ其數甚多きに似たり然れや高き如西

強國十分の一に如く其經費の如きも亦
甚多きに似たり然れや各國の巨費を
惜まき安用を購求する支つて大に經費
あり今日本と海軍力を比較せハ其多き
伯仲の間なきに似たり然れや日本八年に
大艦を購ひ月々盛盛を増し其陸
軍の如きも勉て熟練を期し地を隨て
兵士を配置し其法甚謹嚴にして犯さ
へからも悉く我各省の要所に設けられ
防禦ハ尚未く備へらる兵士の訓練も

亦未、精あらき、到底日布、日を同ふ
て論まへ、き、今日日本の情況を觀察
ま、公事、皆愧へき事のみ、況んや其強
盛、六更、十日布、十條、其研究も亦更、日
本、精、不、者あり、而、我、目前、の海
軍、十、安ん、進取の術を講せ、公、將來の
事、亦、慮、子、言、公、易、く、ら、き、之、華、東、洋
記事、を、草、ま、り、子、當、り、其、元、に、筆、遂、上、此
十、及、三、賢者其愚忠を諒して其懇直を
恕せ、八、厚、幸、の、為、十、堪、へ、を、附、識

右一篇ハ旅順ヲ捕島ノ一ニ係ル支那北洋艦
隊定遠以下ノ二隻去明治十四年ノ其我
邦十、史、航、世、一、日、記、の、末、に、載、し、る、ま、り、て
彼、苦、り、わ、り、子、知、邦、ノ、收、態、を、數、察、せ、し、り、の
一斑、を、人、る、子、口、子、者、あ、れ、ハ、右、出、る、艦、名、録、の
編輯、書、に、俄、戸、口、の、譯、文、を、し、り、今、茲、に
掲、ぐ

明治廿八年二月十五日 時事新報

北洋艦隊納降書簡

其 一

咨

軍、戰、當、任、北、洋、海、軍、提、督、軍、門、統、領、全
軍、丁、為、咨、會、事、照、得、本、軍、門、前、接、佐、世、保
提、督、來、函、只、因、西、國、交、爭、未、便、具、覆、本
軍、門、始、意、決、戰、至、船、沒、人、盡、而、後、已、今
因、欲、保、全、生、靈、願、停、戰、將、在、嶋、現、有、之
船、及、刘、公、嶋、並、旋、量、軍、械、械、其、貴、國、只

未勿傷害水陸中西官員兵勇民人等
之命並許其出嶋歸鄉是所切望如彼
此允許可行即請英國水師提督作證
為此具文咨會貴軍門請煩查照即
日見覆施行須至咨者
右 咨

伊東海軍提督軍門

其二

伊東軍門大人閣下頃接履遂為生靈
感激美 賜禮物際茲兩國有事不
敢私受謹以辟呈還並道謝忱未函約於
明日交器械砲臺船務為時過位因兵
勇卸繳軍裝收拾行李稍需時俟恐
有不及請展限定於華曆二月二十二日
起申

閣下進口分日文收刘公嶋砲臺軍械並
現在所餘船艦決不食歲此具覆肅請
莫安諸布垂察不宣

外繳呈惠禮三件

丁汝昌頓首

伊東海軍提督軍門

張蔭桓 邵友濂 最後の通告書

日本各新聞ハ廣宣子於日清媾和
全權使節の間ニ往復シテ公文を
掲載シテ其清國使節より日本
全權委員ト上ルル最後の通告
書を載セシメテ近到の北清日報
ニ於テも亦左の如し

伊藤陸奥西閣下本日開キテ西閣下
ニ會合シテ伊藤閣下の演説を拜
聴シテ後其贖本及和平和談を聞く
能ハス理由を示シテ書翰を各々子

吾ら至急帰國せしむべき旨通知せられたる
吾らハ公衆に當り左の陳述を兩國下士致
すハ吾政府及ハ吾ら自身に對する義
務として思考を昨日の會合に於て閣下
呈しし委任狀ハ吾らに説明せし如く條約
を締結せしむるに充分なる権力を与へられ
且吾らハ談判の満足なる結局に達せし
時ハ兩國下士共々平和條約に調印せし
るを閣下ハ明言せし是亦一會合に於て
閣下ハ示しし吾ら森嚴なる皇帝より日本

皇帝に奉呈せしの特権を委任せられたる
ものありて閣下ハ之を謝絶せし親書の
譯文ハ此通知書に添へる照し供せし
閣下ハ吾らに委任狀に談判の結果を亦
電して皇帝の勅裁を仰ぐべしとの訓令
ありを以て條約に調印せしむる資格に缺
くる所ありしを以て吾らの同意せし能ハ
る所之吾らハ已に閣下ハ明言せし如く其目
的ハ調印せられたる條約の速に批准執行
を保証せしむるのみ

吾々の権力に付吾々の説明に本國政府の
支持を求めんとすにハ貴國政府の請求によ
り北京駐劄米國公使の總理衙門より
吾々に平和談判を為し之に調印せし全
權を以てしりしを証明を受取らざる事案に
於ても之を證し得べし其他吾々の本日国会
令に於て閣下を委任状に存せりと考へ所の
缺點に北京に電報して之を訂正せんことを申
せり

吾々の閣下より呈しりし委任状に清國皇帝
と條約談判のハ外國に使臣を以てしりしとき
と一乘りしりしと儀式に於て同一の事あり斯る
信任状の拒絶せられりし例ハ未だ嘗て知らざり
所也

吾々の任務に平和使節として伊藤伯に清
國政府に關する演説中に背信の諷刺を
論せられりし如きハ當時吾々の為を以てしり
非も吾々の只兩國間を擾亂する戦争
を速し且満足に結ぶべしとす吾皇帝
の希望を充てんと欲せし熱心あるるる

遂に吾益を証明しんを深く悲む

終に臨み一言せざる可からざる吾々の平和談

判全権委員より慢用上の特権を奪ハ

はることは是之を吾々の深く驚愕して措

きざる不之吾々の伊藤伯より暗号を以て本國

政府に發電するを許さずとも通知を受

けり又日本外務省の官吏ハ清國より

暗号電報連しんを其翻譯の如く吾々

政府の暗号録を承りて配達する能ハ

ざる旨を告ぐる吾々の北京に發しざる吾

々ハ北京駐劄米國公使より國際上の慣例

に依り吾政府に暗号電報を發せしむる

許さざるとも保証を得たり

吾々ハ本市に迎へられんが日本政府に種

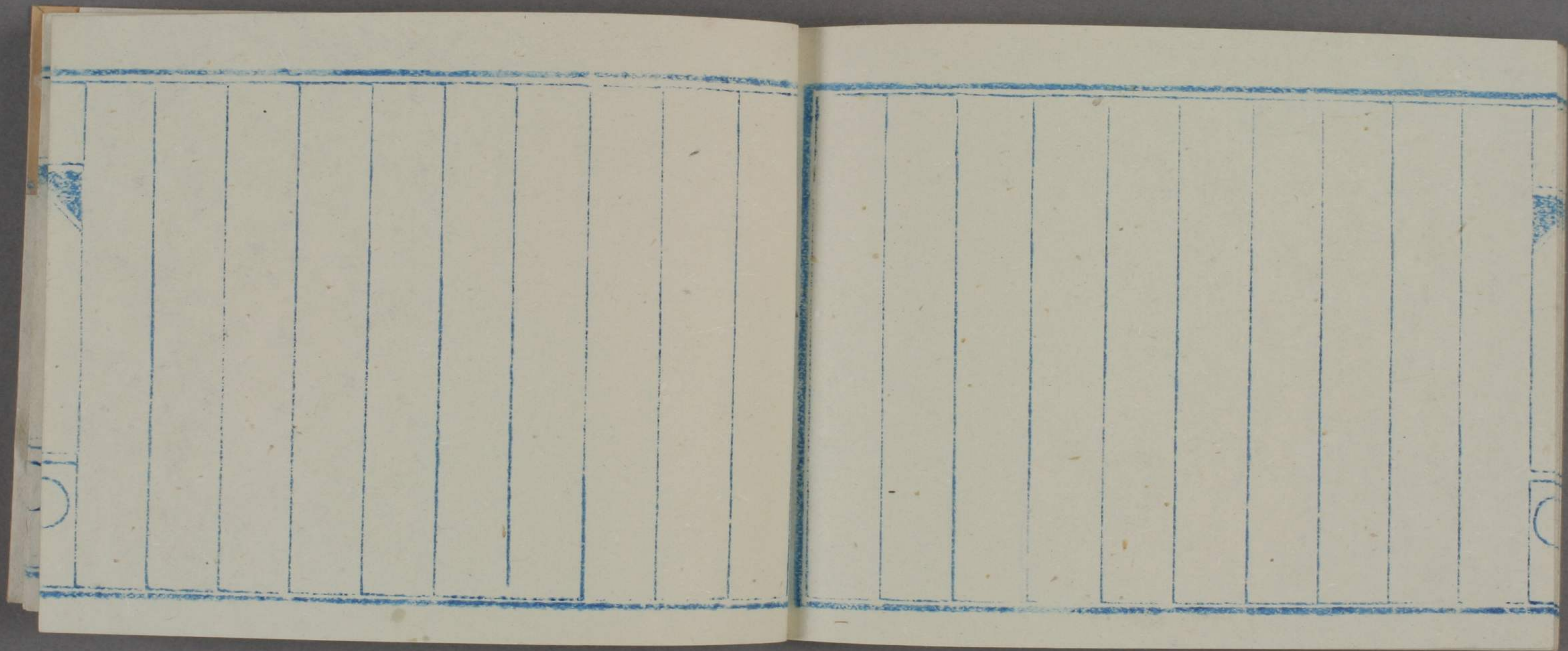
々の勞を担り且滯留中に厚遇を乞はられ

るを謝り吾々の明白に尊敬を表明するを

西閣下に保証す

廣 篤子 於て
張 印
邵 印

大日本皇帝陛下の全権委員閣下



以下

6 丁

白紙

